

## 災害発生時における特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入等に関する協力協定

大規模地震等の災害による交通の途絶などの事由により帰宅することが困難となり、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一時滞在施設での滞在において何らかの特別な配慮を要する者（以下「特別な配慮が必要な帰宅困難者」という。以下同じ。）の受入等の協力に関し、習志野市（以下「甲」という。）と、日本ホテル株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 本協定は、特別な配慮が必要な帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避するとともに、帰宅困難者の安全を確保するため、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （受入協力の決定）

第2条 本協定において、乙が特別な配慮が必要な帰宅困難者を受け入れるにあたっては、乙に受入れ可能な条件が整っていることを前提とし、受入れの可否、受入れ人数及び協力内容については、甲乙協議の上、乙が決定することとする。

## （定義）

第3条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

## （協力内容）

第4条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、この協定に基づき乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。なお、要請先は、乙が運営するホテルメッツ津田沼とする。

- （1）特別な配慮が必要な帰宅困難者に対し、乙の空いている客室を一時受入場所として提供すること。
- （2）特別な配慮が必要な帰宅困難者に対し、乙の施設において、水道水及びトイレを提供すること。
- （3）特別な配慮が必要な帰宅困難者に対し、乙が知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。
- （4）特別な配慮が必要な帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を可能な範囲で提供すること。
- （5）特別な配慮が必要な帰宅困難者に対し、乙の施設から甲が指定する場所への経路等を案内すること。
- （6）その他乙が特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入等に関して甲に協力できる事項。

(要請期間)

第5条 前条の規定による協力の要請期間は、最大1日間程度とする。

(要請方法及び内容)

第6条 本協定に基づく要請は、協力を要請する理由、要請内容その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、これによりがたい場合には、口頭で乙に要請することができる。

2 前項ただし書きの場合においては、甲は乙に対し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、特別な配慮が必要な帰宅困難者の施設利用時における介助を甲に要請することが出来る。また必要な物資の搬入等についても甲に協力を求めることができる。

4 乙の施設へ誘導する特別な配慮が必要な帰宅困難者は、災害時の施設状況に順応できる帰宅困難者とする。

(特別な配慮が必要な帰宅困難者の退去)

第7条 甲は、前条の規定による特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入が終了した場合において、なお正当な理由なく乙の施設から退去しない特別な配慮が必要な帰宅困難者がいるときは、乙と協力し特別な配慮が必要な帰宅困難者の退去を指示するものとする。この場合において、甲は当該特別な配慮が必要な帰宅困難者の事情を斟酌するものとし、適宜適切な場所への移動を指示しなければならない。

(費用負担)

第8条 第4条第4号の規定による協力を要した費用は、乙が一時的に立て替え、その後乙の請求に基づいて甲が補填する。

2 前項の規定により甲が補填する費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第3項により定める額とする。

3 甲が補填する費用について前二項によりがたいときは、甲乙協議の上、決定する。

(損害補償)

第9条 第4条各号に掲げる協力に従事した乙の従業員等（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、甲が補償するものとする。

2 乙が第4条各号の協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(災害時の情報共有)

第10条 甲及び乙は、第5条に規定する協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(守秘義務)

第 11 条 乙は、第 4 条各号に掲げる事項への協力中に知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。第 5 条に定める要請期間が満了した場合も、また同様とする。

(平常時からの備え)

第 12 条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、甲の指導、助言及び協力のもと、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から災害への備えに万全を期するため、本協定に関わる連絡担当者に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

(協議)

第 13 条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(効力)

第 14 条 本協定の有効期間は、平成 25 年 7 月 16 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日の 3 か月前までに甲乙いずれからも更新に関する申出がないときは、本協定はさらに 1 年間延長されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 25 年 7 月 3 日

習志野市鷺沼 1-1-1

甲 習志野市

市長 宮本 泰介

東京都豊島区西池袋 1-6-1

乙 日本ホテル株式会社

代表取締役社長 澤田 博司